

合併協定書の内容

1 合併の方式

岩槻市を廃し、その区域をさいたま市に編入する編入合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年4月1日(以下「合併の日」という。)とする。

3 岩槻地域の行政区の範囲、名称及び事務所の位置

- (1) 行政区の範囲は、現在の岩槻市の区域をもって、一つの行政区とする。
- (2) 行政区の名称は、岩槻区とする。
- (3) 行政区の事務所の位置は、岩槻市本町六丁目1番1号(現在の岩槻市役所)とする。

4 財産の取扱い

岩槻市の財産は、すべてさいたま市に引き継ぐ。

5 議会の議員の定数及び任期の取扱い

(1) 議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第6条第2項及び第3項の規定により、さいたま市議会の議員の任期に相当する期間に限り、さいたま市議会の議員の定数を増加し、岩槻市の区域をその区域とする選挙区を設け、増員選挙を行う。

(2) 合併後最初に行われるさいたま市議会の議員の一般選挙における議員の定数については、合併特例法第6条第5項の規定は適用しない。

6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 岩槻市の農業委員会の選挙による委員である者のうち8人は、合併特例法第8条第1項の規定を適用し、さいたま市農業委員会の委員の残任期間に限り、さいたま市農業委員会の選挙による委員として引き続き在任する。この場合において、8人の選出については、岩槻市農業委員会の選挙による委員である者の互選により、さいたま市農業委員会の選挙による委員として在任する者を定める。
- (2) 岩槻市農業委員会の区域をさいたま市農業委員会の新たな一つの選挙区とする。

7 地方税の取扱い

- (1) 地方税は、さいたま市の制度に統一する。
- (2) 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 個人市民税は、現行のとおりとする。
 - イ 法人市民税の均等割及び法人税割の税率は、現行のとおりとする。
 - ウ 法人市民税の法人税割の課税の特例に係る税率は、さいたま市に統一する。
 - エ 固定資産税の税率は、現行のとおりとする。

才 固定資産税の納期は、さいたま市に統一する。

力 軽自動車税は、現行のとおりとする。

キ 都市計画税は、さいたま市の制度に統一する。

ク 事業所税は、さいたま市の制度を適用する。

8 一般職の職員の身分の取扱い

岩槻市の職員は、すべてさいたま市の職員として引き継ぐ。

9 条例、規則等の取扱い

条例、規則等は、さいたま市に統一する。

10 行政機関の取扱い

行政機関は、原則としてさいたま市の制度に統一する。

11 一部事務組合等の取扱い

- (1) 岩槻市が加入している埼玉県市町村消防災害補償組合及び埼玉県市町村職員退職手当組合は、合併の日の前日をもって脱退する。
- (2) 岩槻市が加入している埼玉清掃組合は、合併の日の前日をもって脱退する。なお、岩槻市区域のし尿処理業務は、当該組合の施設を管理運営する団体に委託する方式で調整する。

(3) 岩槻市が加入している埼玉葛斎場組合は、合併の日の前日をもって脱退する。なお、合併後2年間に限り、歴史的・地域的係わりのある岩槻市慈恩寺地区の住民が当該

組合の斎場を員外利用する場合は、新市の住民の負担と同額を利用者が負担し、利用することができるものとする。

(4) 両市が加入している埼玉県都市競艇組合及び彩の国さいたままづくり広域連合は、さいたま市として引き続き加入する。

(5) 岩槻市が加入している埼玉県東部広域行政推進協議会は、合併の日の前日をもって脱退する。

(6) 岩槻市土地開発公社及び財団法人岩槻市施設管理公社は、それぞれさいたま市土地開発公社及び財団法人さいたま市公立施設管理公社に統合する。

(7) 社会福祉法人岩槻市社会福祉協議会及び社団法人岩槻市シルバー人材センターは、それぞれの団体の実情等を考慮しながら、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会及び社団法人さいたま市シルバー人材センターに統合する。

(8) 岩槻市が加入している財団法人埼玉伝統工芸協会などの団体は、さいたま市として加入する。

12 使用料、手数料等の取扱い

使用料、手数料等は、原則としてさいたま市に統一する。

13 公共的団体等の取扱い

公共的団体等は、特別の事情がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながらさいたま市に統合するよう調整に努める。